

水処理センター（大生郷・報恩寺・五箇・大花羽・沖新田）

及び各マンホールポンプ場

特記仕様書

（業務履行場所）

第 1 条 業務の履行場所は、以下の通りとする。

- （1）大生郷水処理センター
- （2）報恩寺水処理センター
- （3）五箇水処理センター
- （4）大花羽水処理センター
- （5）沖新田水処理センター
- （6）各マンホールポンプ場

（施設概要と所在地）

第 2 条 業務履行施設の概要と所在地は、以下の通りとする。

（1）大生郷水処理センター：大生郷町 5 4 8 5

- ①排除方式：分流式
- ②水処理方法：浮遊生物法（回分式）JARUS-XII G 型
- ③污泥処理方法：濃縮→場外処分
濃縮→脱水
- ④処理能力：日平均汚水量 305.1 m³/日
：時間最大汚水量 36.8 m³/h r
- ⑤処理設備：マンホールポンプ場 13 箇所

（2）報恩寺水処理センター：豊岡町丙 3 8 0 2 - 3

- ①排除方式：分流式
- ②水処理方法：浮遊生物法（回分式）JARUS-XI 型
- ③污泥処理方法：濃縮→場外処分
- ④処理能力：日平均汚水量 467.1 m³/日
：時間最大汚水量 56.3 m³/h r
- ⑤処理設備：マンホールポンプ場 13 箇所

（3）五箇水処理センター：上蛇町 3 6 3 5

- ①排除方式：分流式
- ②水処理方法：浮遊生物法（回分式）JARUS-XII G 型
- ③污泥処理方法：濃縮→場外処分
濃縮→脱水

- ④処理能力 : 日平均汚水量 608 m³/日
: 時間最大汚水量 73.2 m³/h r
- ⑤処理設備 : マンホールポンプ場 20箇所
- (4) 大花羽水処理センター : 大輪町2587-2
- ①排除方式 : 分流式
- ②水処理方法 : 浮遊生物法(回分式) JARUS-XI型
- ③汚泥処理方法 : 汚泥処理 濃縮→場外処分
濃縮→脱水
- ④処理能力 : 日平均汚水量 967 m³/日
: 時間最大汚水量 116.4 m³/h r
- ⑤処理設備 : マンホールポンプ場 66箇所
- (5) 沖新田水処理センター : 沖新田町753-1
- ①排除方式 : 分流式
- ②水処理方法 : 嫌気性ろ床・接触ばっ気法 JARUS-V型
- ③汚泥処理方法 : 濃縮→場外処分
- ④処理能力 : 日平均汚水量 72.9 m³/日
: 時間最大汚水量 8.8 m³/h r
- ⑤処理設備 : マンホールポンプ場 3箇所

(想定流入水量)

第3条 各年度の想定流入水量は以下の通りとする。(各水処理センター合算)

- (1) 令和7年度 … 1,616 立方メートル/日平均
- (2) 令和8年度 … 1,639 立方メートル/日平均
- (3) 令和9年度 … 1,663 立方メートル/日平均
- (4) 令和10年度 … 1,686 立方メートル/日平均
- (5) 令和11年度 … 1,709 立方メートル/日平均

(委託業務の範囲)

第4条 業務の適用範囲は、流入ゲート以降放流ゲートまでの水処理施設全体及びマンホールポンプ場全体とする。また、甲と乙との業務分担については、原則として運転維持管理業務委託仕様書の通りとする。

(委託範囲外の業務)

第5条 委託範囲外の業務は、以下の通りとする。

- (1) 法定検査
- ①特別な資格または高度な専門技術を必要とする検査、水質分析
- ②消防法関係の点検(消火器・火災報知器等)
- (2) 大規模な修繕工事
- (3) 大型機器のオーバーホール

- (4) 大規模な再塗装工事
- (5) 高圧受電設備の保守点検業務
- (6) 特定精密機器の保守点検業務
- (7) その他委託の範囲として不相当と認められる業務

(業務の内容)

第 6 条 業務の主な内容は、企画提案書に基づいて行うものとする。

(報告書等)

第 7 条 仕様書に定める報告書等については、以下のものをいう。

- (1) 維持管理計画書（月間・年間）
- (2) 点検計画表（年間）
- (3) 日常運転点検記録報告書（日報・月報・年報）
- (4) 故障・事故報告書
- (5) 物品購入依頼書
- (6) 水質試験報告書（月報・年報）
- (7) 水処理報告書（月報・年報）
- (8) 電気・機器・ポンプ場報告書（月報・年報）
- (9) 薬剤使用管理簿
- (10) し渣・沈砂報告書

(業務体制)

第 8 条 業務日については原則として昼間巡回監視とし、夜間は非常用電話通報及びメールによる体制とする。

業務内容は、運転維持管理計画書に基づいて行うものとする。

ただし業務遂行上必要な場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(疑義)

第 9 条 本仕様書に明記されていない事項並びに疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。